

## オーダーメイド権限移譲第一次リストに対する市町村意見について

2006.7.28 福島県行政経営 G

## 1 全般的な事項

## (1) 回答状況

回答市町村：49（回答率8割）

## (2) 主な意見

## 《地方分権の観点からの意見》

規模の小さい市町村では専門職員を配置できず、移譲は困難であるが、広域的な見地から、一定程度（広域市町村圏組合など）の市町村の協定等に基づいて、専門職員を共有するなどすれば、相当の事務権限を処理することが可能となるのではないか。

例えば、農地転用の許可のうち小規模な農地の転用であるとか、民生委員の定数の決定など、地域の実情に応じた対応が必要な権限は、市町村の権限とすることによってより効率的・効果的に実施できる。

## 《運用面での意見》

権限移譲の方法がまばらでは、県としても非効率であり、事務が煩雑となるのではないか。

単独の市町村では事務処理件数が見込めない事務については、引き続き県が実施した方がよい。

## 《人的・財政的側面の意見》

十分な人材と財源の担保が無ければ権限移譲を考えることはできない。

移譲してほしい項目、移譲されれば住民サービスの向上につながる項目があると理解していても、人的及び財源の面では不安があり、後ろ向きにならざるを得ない。

単独町村では専門職員を抱えることは困難であるほか、専門性をもった人材を確保することも難しい。

定員削減に向けて努力している中で、権限移譲によって事務量が増えることはメリットよりデメリットのほうが大きいと考える。

## 2 今後の取組み予定

市町村の意見に対する県の考え方の整理・調整（8月）

市町村との意見交換（7月：地域密着型地方自治制度研究会議、8～9月：ブロック）

リスト確定、パッケージ（モデル）・支援策の枠組みの提示（10月）

市町村による選択・個別市町村との協議（11月以降）

### 3 個別の事務権限に関する意見（主なもの）

（凡例：全可...全市町村に可、一可...一部の市町村に可、中核...中核市に可、市可...市のみ可、法可...法改正等があれば可、不可...不可、県個...県の固有権限、括弧数字は条項、下線は条件あり）

根 拠 法	事 務 の 内 容	県判断	希望
《総務・企画関係》			
学校教育法	私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園の設置・廃止、設置者の変更等の認可(4-1) (主な意見) ・幼稚園については移譲すべき	法可	2
	校長変更の届出の受理(10)	法可	1
地方自治法	財産区の基本原則等(処分等)(296の5-2) 等 (主な意見) ・財産区担当部署職員及び財産区関係職員が、財産区による財産処分を行うこと等への同意事務に関与することを禁止すれば、移譲可能ではないか	県固	1
公有地の拡大の推進に関する法律	土地開発公社の設立認可(10-2) 等 (主な意見) ・土地開発公社を担当する部署以外の部署が設立認可の事務を行うこととすれば、権限移譲は可能ではないか	県固	1
《生活環境関係》			
福島県自然環境保全条例	公的機関が行う届出を要する行為に係る通知の変更(23-8) (主な意見) ・住民に身近な地域を対象としているものであり、市町村に権限移譲すべきである ・行政手続きの一元化を重視して、現行どおり県の権限とすべき	全可	2
	緑地環境保全地域における行為の届出(23-1)、緑地環境保全地域における工作物の新築等の行為の禁止又は制限等の命令(23-2) 等	全可	3
浄化槽法	浄化槽保守点検業の登録、取消等(48-1) (主な意見) ・広域調整の必要があり県がおこなうべき	全可	1
墓地、埋葬等に関する法律	墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可(10-1)、墓地等の施設の整備改善その他の強制処分命令、墓地等の経営等の許可取消(19) (主な意見) ・移譲によってより迅速な対応が可能となる ・住民生活に密着した事務。市町村に一本化 ・利害が働くので県のほうがよい ・専門職員が配置できないので県	全可	7
	墓地の区域、納骨堂若しくは火葬場の施設の変更・廃止の許可(10-2)	全可	8
	火葬場への立入検査、報告徴収(18) (主な意見) ・専門職種の配置が困難	全可	0

根 拠 法	事 務 の 内 容	県判断	希望
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般廃棄物処理施設の設置の許可、一般廃棄物処理施設設置許可申請書の告示・閲覧 等 (主な意見) ・一般廃棄物の処理は、広域、単独を問わず市町村が担う業務 ・住民生活に大切な施設。環境保全のためには設置される市町村が決定すべき	中核	2
	市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出の受理 等	中核	1
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可(9-1)、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可証の交付(9-7)、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の従事者証の交付(9-8)、捕獲許可証又は従事者証の再交付(9-9) (主な意見) ・特に猿と熊の捕獲については、危険を回避し農作物の被害を最小に食い止める必要があり、権限移譲すべき	全可	6
《保健福祉関係》			
児童福祉法	助産施設における助産の実施に関する事務(22) (主な意見) ・対象者に身近な市町村で実施すべき	全可	2
	母子生活支援施設における保護の実施の事務(23)	全可	4
母子及び寡婦福祉法	母子家庭等日常生活支援事業開始の届出の受理等 (主な意見) ・対象者に身近な市町村で実施すべき ・権限移譲によって住民サービスの向上につながる ・事業実績が少なく母子会等の支援も不十分であり、県及び県母連が主体的に実施すべき	全可	4
母子保健法	低体重児の届出の受理(18) (主な意見) ・対象者に身近な市町村で実施すべき ・市町村では既に実質的な対応をしている ・権限移譲によって住民サービスの向上が図られる ・保護者との連絡が取りやすくなる ・低体重児届出の受理は、病院から行われるので市町村の県域を越える場合があり、県で行った方がよい ・未熟児・低体重児は、療育医療を受けるケースが多く見られ、保護者と医療の一体的な指導や助言が必要であり県が行うべき	全可	11
	未熟児の訪問指導(19) (主な意見) ・既に全乳児に対して家庭訪問を行っており、未熟児のみ別にするのではなく、一体として訪問を行いたい	全可	12

根 拠 法	事 務 の 内 容	県判断	希望
母子保護法	施設を設置する第一種社会福祉事業（市町村又は社会福祉法人）の届出の受理(62-1) 等 （主な意見） ・権限移譲によって住民サービスの向上が図られる	全可	2
健康増進法	特定給食施設の届出等 （主な意見） ・施設数が多く、複数の専門職の配置による対応が必要 ・市町村では管理栄養士を設置していない場合もあり、非効率になるのではないか ・権限の受入を考えたい	全可	0
歯科技工士法	従事者届の受理(6-3)、処分の具申(8-2) （主な意見） ・一連の事務の中で市町村が実施するものと、県が実施するものがあると非効率ではないか	全可	2
	従事者届の受理(6-3)	全可	1
食品衛生法	廃棄命令及び必要な処置命令(54) （主な意見） ・食品営業に関する施設の基準であり、移譲を希望したい	全可	1
民生委員法	民生委員の定数の決定等(4) 等 （主な意見） ・少子高齢化や地域の実情を勘案した民生委員の配置が可能となるため、法改正等により権限移譲されるべき	法可	2
老人福祉法	有料老人ホームの設置届出の受理(29-1) 等 （主な意見） ・対象区域が市町村域を超えるため難しい	全可	2
	軽費老人ホームの設置許可(62-2) 等 （主な意見） ・移譲によって市民サービスの向上が見込まれる	全可	2
介護保険法	指定居宅サービス事業者の指定(41-1) （主な意見） ・対象区域が市町村を越えるため難しい ・地域密着型サービスと併せて保険者の強化にはなるが、人員体制の強化が必要	一可	0
	指定居宅サービス事業者等に対する報告等の命令、出頭の請求又は質問若しくは検査(76-1)、指定居宅サービス事業者の指定の取消(77-1)、指定居宅介護支援事業者等に対する報告等の命令、出頭の請求又は質問若しくは検査(83-1)、指定居宅介護支援事業者の指定の取消 （主な意見） ・個別ケースであれば可能 ・適正な制度運用を図るためには、現行が望ましいのではないかと ・介護保険は広域的な見地からの実施が必要	全可	1

根 拠 法	事 務 の 内 容	県判断	希望
介護保険法(つづき)	指定居宅サービス事業者の指定等の公示(78)	全可	0
	指定居宅介護支援事業者の指定(46-1)	全可	0
	指定介護老人施設の指定 等 (主な意見) ・市町村計画等からして移譲すべきと考えるが、体制がとれない	法可	0
《経済・商工労働関係》			
火薬類取締法 高圧ガス保安法 液化石油ガス保安等 法	火薬類製造(煙火)の許可(3) 等 高圧ガス製造許可(5-1) 等 液化石油ガス販売事業者の登録(3-1) 等 (主な意見) ・火取法、高圧ガス法、液化ガス法に関する事務を消防機関が行う メリットは大きい。しかし、現在の県の所管が複数にまたがり、 施設台帳等の統一の必要が想定される他、小規模事業者が点在し ている場合に広域的な調整も必要となる	全可	0
電気工事業の業務の 適正化に関する法律	電気工事業者の登録(3-1) 等 (主な意見) ・市町村において担うことは可能 ・全県一体的に処理した方が効率的	全可	1
砂利採取法	砂利採取計画の認可 等 (主な意見) ・全県一体的に処理した方が効率的	全可	0
採石法	採取計画の認可(33) (主な意見) ・現行法では、市町村長の意見を聴取した上で都道府県知事が認可 をしているが、市町村長に認可の権限が移譲された場合には、意 見聴取の取扱いをどうするか、災害防止上検討が必要と思われる	全可	0
	緊急措置命令等(33の13) (主な意見) ・時間的なゆとりがなく、緊急を要する事態の場合、直接の影響を 受ける市町村が、命令を下す方が望ましい	全可	0
工場立地法	特定工場の新設等の届出の審査及び受理(6) (主な意見) ・関係法令及び関係条例に基づく環境影響の一体判断は、環境保全 部局における高い専門性が必要であるため、根幹の調整は県とし て届出の指導と受理を市町村で処理することが望ましい ・県工業開発条例との関係で、移譲は困難ではないか ・広域的な判断が必要であり市町村では難しい	一可	0
	特定工場の設置の場所等に関する勧告(9)	一可	1

根 拠 法	事 務 の 内 容	県判断	希望
商工会議所法	負担金を徴収する特定商工業者の該当基準の設定についての認可(7-2)、特定商工業者法定台帳の作成期間の延長(10-2)、特定商工業者負担金賦課の許可(12-1)、収支決算の報告の受理、商工会議所に対する警告及び業務の一部停止(59-1) (主な意見) ・移譲に当たっての条件に該当しており、かつ移譲効果がある	全可	1
商工会法	商工会の設立の認可(23-1)、商工会の定款の変更の認可(44-2)、解散の届出の受理(52-2)、清算終了の届出の受理(55) (主な意見) ・移譲に当たっての条件に該当しており、かつ移譲効果がある ・業務量的に不安があるが基本的に対応可能 ・中心市街地活性化基本計画の具体的な事業を進める上で、権限移譲は有効 ・まちづくりの観点から一体となった行政展開が図られる	全可	4
商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律	基盤施設計画の認定(5-1) 等 (主な意見) ・移譲に当たっての条件に該当しており、かつ移譲効果がある ・中心市街地活性化基本計画の具体的な事業を進める上で、権限移譲は有効 ・国庫補助との関係で広域的な視点が必要であり、移譲は困難ではないか ・商工会等に関する許認可は、全県・全国同一基準であるべきであり、単独市町村が関与できるものではない	全可	2
中小企業等協同組合法	事業協同組合の設立の認可(27の2-1) 等 (主な意見) ・移譲に当たっての条件に該当しており、かつ移譲効果がある ・中心市街地活性化基本計画の具体的な事業を進める上で、権限移譲は有効 ・事業協同組合の業種は多岐にわたっており、認可等には他と比較して判断することが重要であり、単独市町村では困難	全可	2
大規模小売店舗立地法	新設の届出の受理(5-1)、住民からの意見書の受理(8-2) 等 (主な意見) ・商圏が複数の市町村にまたがる場合が多く県が処理した方がよい ・単なる届出の受理などは可能だが、届出者に対する意見や勧告は、施設の周辺に与える影響を考慮すると広域的見地から客観的に行うべき ・出店の影響は一市町村にとどまらず、隣接市町村にも及ぶため、広域的な判断が必要	全可	1

根 拠 法	事 務 の 内 容	県判断	希望
中小小売商業振興法	商店街振興組合等が行う商店街整備計画の認定(4-1) 等 (主な意見) ・ 商圈が複数の市町村にまたがる場合が多く県が処理した方がよい ・ 計画の是非を判断するには広域的な視点が必要ではあるが、まちづくりの個性も大切であるので引き続き検討が必要 ・ 市町村が認定することとなった場合、国・県の支援策等の問題が出るのではないか ・ 中心市街地活性化基本計画の具体的な事業を進める上で、権限移譲は有効	全可	4
《農林水産関係》			
農地法	農地等の権利の移動(3-1) (主な意見) ・ 市町村のまちづくりと密接であり移譲すべき ・ 市町村外の者が農地の権利を取得する場合、農地の現況等を把握しやすく、耕作可能か否かも把握可能で許可期間が短縮される ・ 市町村境では他市町村との調整が必要になる上、統一的広域的な調整も必要であり、困難な案件も出てくる	検討	4
	立入調査(82)	検討	2
	立入調査(82)	検討	2
	土地の状況等の報告の徴収(83)	検討	2
	2ha以下の農地転用の許可(4-1) (主な意見) ・ 市町村のまちづくりと密接であり移譲すべき ・ 1000㎡以下の小規模農地は権限移譲すべき ・ 地域の実情から、優良農地の乱開発が避けることができ、許可期間も短縮 ・ 許可権限が地元にあったほうが効率的な運用が可能となる	検討	9
	2ha以下の農地転用許可に係る農業会議への諮問(4-3)	検討	6
	2ha以下の農地等の転用のための権利移動の許可(5-1)	検討	7
	2ha以下の農地等の転用のための権利移動の許可に係る農業会議への諮問(5-3)	検討	6
	立入調査(82)	検討	3
	土地の状況等の報告の徴収(83)	検討	4
	許可の取消、工事中止命令、原状回復命令(83の2)	検討	3
	所有制限の例外に係る小作地の指定(7-1)	検討	2
	立入調査(82)	検討	1
	土地の状況等の報告の徴収(83)	検討	2
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域整備基本方針の策定(4) 等 (主な意見) ・ 県は方針、市町村は計画の策定と任務を分担 ・ 地域の実情にあった農業振興地域整備基本方針の策定が可能となるので移譲すべき	不可	1

根 拠 法	事 務 の 内 容	県判断	希望
農業振興地域の整備に関する法律（つづき）	農用地区域内における開発行為の許可(15の15) 等 （主な意見） ・1000㎡以下に限り移譲すべき ・周辺の土地の状況等は、地元市町村が把握しており、有利な開発ができることから移譲すべきである ・客観的、広域的な見地からの判断が必要なので、現状（県）が望ましい	不可	3
牧野法	牧野管理規程の届出受理(3-5) 等 （主な意見） ・牧草、草地管理等専門性が必要とされる。畜産業全体において農家が減少傾向にあるため、年間業務量が過小となる可能性がある	全可	1
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	畜産業を営む者に対する指導及び助言(4) 等 （主な意見） ・畜産に関する専門性が必要であり、市町村では対応困難 ・維持・管理等の指導が困難 ・対象者と身近すぎて、指導、勧告、命令は実施しづらい	全可	2
分収林特別措置法	分収林契約に係る募集又は途中募集の届出受理(5) 等 （主な意見） ・対応は可能であるが、森林管理に関する情報は、県で総括的に把握すべき ・住民の利便性が図られる ・広域的な見地から、統一的な考え方で臨むべき	全可	2
《建設関係》			
公有地の拡大の推進に関する法律	土地を譲渡しようとする場合の届出の受理(4-1-1) 等 （主な意見） ・まちづくり、土地利用を推進する上で市町村の意見を反映できる ・専門職員の確保ができれば移譲を希望したい ・事務の迅速化が図られ、住民サービスの向上に資する ・市町村土地利用の秩序ある発展整備に寄与する	一可	8
道路法	都道府県道の管理等（道路管理者としての権限に属する事務）(15) （主な意見） ・人的支援及び相当の財源措置が可能であれば移譲を希望したい ・移譲には向かない ・権限移譲を受けるメリットがない ・財政状況や管理体制から処理できない ・道路管理者である県が行うべき ・県と事業区分の調整を実施しても事務が輻輳するとともに、執行に当たっては県との協議を要するため、特に維持・修繕事務においては早急な対応が懸念されるとともに、新たな財政負担に見合う、住民サービスの向上にはつながらない	全可	2



根 拠 法	事 務 の 内 容	県判断	希望
河川法	一級・二級河川の管理等（河川管理者としての権限に属する事務） (10-1) (主な意見) ・人的確保及び財源措置が十分であれば移譲を希望したい ・極めて重要な業務であり、統一的、画一的に管理を行うためにも県	法可	0
国有財産法（準用河川敷地）	国有財産の取得、維持、保存、運用及び処分(9-3) (主な意見) ・人的確保及び財源措置が十分であれば移譲を希望したい ・施設としての河川管理を市町村が行っており、敷地の管理が市町村というのは道理	全可	2
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域の指定(3) 等 (主な意見) ・複数市町村にまたがる場合や幹線交通網に影響する場合の対応や工事の施行、財源等を考慮すると移譲は難しい ・人的確保及び財源措置が十分であれば移譲を希望したい	法可	0
	改善命令、立入検査 等	法可	1
公有水面埋立法（河川区域内）	公有水面埋立の許可(2-1) 等 (主な意見) ・複数市町村にまたがる場合や幹線交通網に影響する場合の対応や工事の施行、財源等を考慮すると移譲は難しい ・人的確保及び財源措置が十分であれば移譲を希望したい	法可	1
公有水面埋立法（一般海域）	公有水面埋立の免許(2-1) 等 (主な意見) ・人的確保及び財源措置が十分であれば移譲を希望したい ・専門職員が確保できれば移譲を希望したい	全可	2
都市計画法	都市計画区域の指定(5-1) (主な意見) ・都市計画に関する事務は、住民に身近な市町村が総合的に計画し、整備・開発・保全することが望ましい	県固	1
	都市再生特別区等の決定(15-1-4) 等 (主な意見) ・地域事情に最も精通した市町村が、地域の実情に合わせて自主的・自立的なまちづくりをしていくために、一市町村の区域内で完結する都市計画決定権限については原則移譲すべき。その際人的財政的措置が十分であること、個別法により管理・事業主体が県となっているものについては、それら個別法の改正も合わせて行い、都市計画決定と管理・事業がともに市町村の権限とならなければならない	法可	3
都市緑地法	届出に関する禁止等の命令(8-2、8-3、8-4、8-6) 等 (主な意見) ・事務に必要な要員が確保できない	一可	3

根 拠 法	事 務 の 内 容	県判断	希望
建築物の耐震改修の促進に関する法律	特定建築物の耐震診断及び耐震改修についての指導、助言(4-1)等 (主な意見) ・建築主事の配置が困難	一可	1
建築基準法	保存建築物等の認可等(3-1)、違反建築物の除去・使用禁止等(9)、私道の変更又は廃止(45) 等 (主な意見) ・建築主事の配置が困難	一可	1
高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律	特別特定建築物に対する基準適合命令(4) 等 (主な意見) ・建築主事の配置が困難	一可	1
マンションの建替えの円滑化等に関する法律	マンション建替組合設立の認可(9-1) 等 (主な意見) ・専門職種の確保が困難	一可	2
特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	特定優良賃貸住宅の供給計画の認定(3) 等 (主な意見) ・過去に認定した住宅についての負担区分や今後の財政措置が明確でないため判断に躊躇	市可	1
浄化槽法	浄化槽工事業の登録、登録の更新(21) 等 (主な意見) ・県が広域行政として一元的に登録事務を行うべき	県固	0
《教育関係》			
地方教育行政の組織及び運営に関する法律 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律	(地教行法) 市町村立学校教職員の任命(37)、小学校及び中学校の県費負担教職員の配置基準の設定(41-2) (公立学校学級編制及び教職員定数法) 公立義務教育学校の学級編制の基準の設定(3)、市町村が設置する義務教育諸学校の学級編制についての同意(5) (主な意見) ・専門的・広域的な事務であり県が行うべき ・財源措置を講じて移譲すべき ・教職員の任命、学級編制、教職員配置基準の設定は密接に関連しており、一括で検討すべき ・対象を中核市及び一定規模の都市以上への移譲を検討してほしい ・へき地、へき村では教員が義務的赴任という意識が強く、短期間で異動してしまう傾向がある。しかし、地域のあらゆる条件を熟知していないと教育は難しいものである。したがって、教職員の任命は市町村に移譲されるべきである。課題が多くとも何らかのシステムによって解決できるはずである	法可	1

根 拠 法	事 務 の 内 容	県判断	希望
博物館法	博物館の登録(12) 等 (主な意見) ・学芸員補の人材確保があれば移譲を希望したい ・専門職員の確保が困難 ・事務の迅速化が図られ住民サービスの向上に資する	全可	2
社会教育法	法人が設置する公民館の事業又は行為の停止命令(40-1) (主な意見) ・小規模な自治体では、法人が設置する公民館がほとんどないので権限移譲の必要がない ・事務の迅速化が図られ住民サービスの向上に資する ・移譲は施設運営上有効である	全可	7
銃砲刀剣類所持等取締法	古式銃砲刀剣類の登録(14) 等 (主な意見) ・精通する人材確保ができれば移譲を希望したい ・専門的な職員の確保がなされ、事務遂行が円滑にできる体制があれば移譲を希望したい	県固	0
文化財保護法	重要文化財の現状変更等の許可、許可の取消、行為停止命令(43) (主な意見) ・精通する人材確保ができれば移譲を希望したい ・国や県の重要文化財については不可ではないか ・利害関係のない客観的な判断が可能な機関の設置が必要 ・事務の迅速化が図られる	全可	5
	重要文化財の公開停止、中止命令(51) (主な意見) ・精通する人材確保ができれば移譲を希望したい ・市町村に移譲可能と思われるが、学芸員の配置が前提条件	県固	1
	重要文化財の所持者等以外による公開の許可、許可の取消、公開停止命令(53)	全可	6
	重要有形民俗文化財の公開停止、中止命令(56の16)	県固	1
	調査のための埋蔵文化財の発掘の届出の受理(57)	県固	1
	土木工事等のための埋蔵文化財の発掘の届出の受理と発掘調査の実施などの指示(57の2)	全可	6
	遺跡発見の届出の受理と現状変更行為の停止、禁止命令等(57の5)	全可	6
	史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可、許可取消、行為停止命令(80)	全可	6
学校教育法	市町村の設置する幼稚園の設置廃止、設置者の変更等に係る認可(4-1) 等 (主な意見) ・明らかに県が行うべき ・市立幼稚園の設置及び廃止については、市が直接地域の実情を考慮して決定すべきと考え、権限移譲すべき	県固	1

(注意) 意見の内容と移譲を希望するかどうかは、必ずしも一致していないこと